

おごおり selection (セレクション) ローソン小郡駅前店 出品要項

1. 趣旨

集客力のある西鉄小郡駅前のコンビニエンスストア（ローソン小郡駅前店）に販売ラックを設置することにより、小郡市特産品の商品展開力・販売力の向上を図ると共に、市内の地域産品及び情報の発信拠点として、地域並びに駅前の活性化に寄与することを目的とする。

2. 販売店舗の概要

店 舗 名	ローソン小郡駅前店（以下、「店舗」という。）
所 在 地	福岡県小郡市祇園 1-10-1
電 話 番 号	0942-73-3500
営 業 時 間	24 時間営業
取 引 条 件	委託販売
コーナー名称	おごおり selection (セレクション)
商 品 選 定	出品申込を受け、市、小郡市商工会（以下、「商工会」という。）との協議により選定

3. 出品募集要件

対象商品は、以下の要件を満たすものとする。

1	原則として、市内の事業所が製造又は販売している商品（食品・飲料・非食品）
2	継続して供給することができるものであること※季節商品は別途相談
3	常温商品であること※冷蔵・冷凍品の取扱については、今後検討
4	JANコードを有していること
5	食品表示法等関係法令に適合しており、製造物責任保険（PL保険等）に加入していること

※下記に該当する商品については、出品できません。

- ・危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生の恐れがある商品
- ・ナショナルブランド（大規模小売店等で全国的に販売されている）商品
- ・商品サイズが著しく大きい商品

4. 商品の選定

申込があった商品については、市及び商工会との事前協議等により出品を決定し、事業者にお知らせします。

5. 取引条件等

(1) 販売形態

委託販売

※店舗店頭にて販売します。

※会計は店舗レジを通します。

※販売コーナーでの陳列順等は商工会に委ねます。

※プライスカード及び店頭POP等は、商工会と協議の上、出品者で準備してください。

(2) 販売手数料及び出品料

出品枠	商品分類	手数料	出品料
委託販売	食品・飲料	税込売上金×25%	なし
委託販売	非食品	税込売上金×45%	なし

〈税込価格の計算方法について〉

税込価格の計算方法については、税抜価格×税率（%）にて小数点以下を切捨てにて計算します。

(3) 委託販売の出品期間

概ね3ヶ月ごとに見直しを行います。但し、継続的に出品をお願いする場合があります。また、「6. 出品の取り消し等」事由に該当する場合は、出品を取り消す場合があります。なお、商品の入れ替えについては、「8. その他留意点」をご参照ください。

(4) 商品の納入方法

原則、店舗に任意の納品書と共に持ち込み納品してください。

(5) 売上金の送金

出品期間中の売上金の送金は、以下のとおりです。

①店舗から商工会への売上預り金の送金

毎月末日締め翌月10日支払いとし、全出品者の売上金から諸経費（販売手数料・出品料）を差引き、現金で支払われます。

②商工会から各出品者への送金

商工会は前項①の売上預り金を受領した後、全出品者の売上預り金から諸経費（取扱手数料）を差引き、7営業日以内に出品者が指定する金融機関へ振込みます。なお、振込手数料は出品者でご負担いただきます。また、送金金額が振込手数料に満たない場合は、送金金額が振込手数料を超える月まで送金を保留します。

※取扱手数料 商工会会員 0%、商工会非会員 税込売上金×5%

(6) 在庫の管理及び処理

在庫の管理等は出品者で行い、商品の販売数に応じた納品等を心掛けてください。また、賞味・消費期限切れ商品の処分等は出品者の責務でお願いします。

(7) 食品表示に関する法律

「食品表示法」及び「食品衛生法」に遵守すること。

(8) 出品者の費用負担義務

次に定める事項に該当する費用については、出品者が負担するものとします。

- ①催事販売等のために、出品者が派遣する要員に係る費用。
- ②出品者の責に起因する事由により、施設、什器備品、出品商品等に損害を与えた場合は、当該損害額に相当する費用。
- ③商品の品質等の不具合により、消費者、店舗等に損害を与えた場合の当該損害額に相当する費用。
- ④その他、店舗、市又は商工会において、出品者が負担することが妥当と考える費用。

6. 出品の取り消し等

次に掲げる事由に該当する場合には、出品を取り消す場合があります。

- (1) 本記載事項に違反した場合。
- (2) 円滑な受注・納品がなされず、欠品などにより店舗に対して損害を与えた場合。
- (3) 偽表示や出品者のミスによる食品混入物の発生、社会的なモラルに反する行為等で出品者が営業停止などの行政処分を受けた場合。
- (4) 申請と異なる商品を納品された場合。
- (5) 販売実績が芳しくない等、来店者のニーズにそぐわない商品等と判断した場合。
- (6) 店舗より、販売停止の指示を受けた場合。
- (7) 原材料表示やアレルギー表示の虚偽・記載漏れや品質・衛生管理面において不足があった場合。
- (8) 商品の不具合等が発生した場合。(但し、改善措置が適正になされたと判断された場合は再出品が可能です。)

○商品の不具合が発生した場合

①店舗で不具合が発見された場合

店舗から出品者へ連絡⇒店舗で棚から商品を撤去⇒出品者が不具合を確認
⇒出品者が商工会へ報告

②消費者で不具合が発見された場合

出品者が消費者に謝罪⇒出品者が不具合を店舗に報告及び撤去
⇒出品者が商工会へ報告

7. 出品応募の手続き

出品申込書に必要書類等を添えて、商工会窓口へ申込みしてください。

- 【出品応募必要書類等】①出品申込書
②商品サンプル
③P L 保険等の写し

出品までのフロー

出品申込⇒ 市及び商工会による出品選考⇒ 初回納品依頼決定⇒ 納品
※初回納品時は、商工会立会のもと納品してください。

【出品申込先】

小郡市商工会
福岡県小郡市祇園1丁目6-2
TEL 0942-72-4121/ FAX 0942-72-4122
Mail ogoori@shokokai.ne.jp

8. その他留意点

- (1) この要項に定めのないもので、必要な事項は市、商工会、出品者又は出品予定者等協議の上、決定します。
- (2) 基本的には市内の地域産品の販売及びP Rを中心に行いますが、市又は商工会の企画等により、市外商品等を取り扱う場合もあります。
- (3) 店舗での展開・陳列場所、商品の入れ替えは商工会にて判断させていただきます。
- (4) 取扱商品を諸事情により撤退する場合は、出品申込書を「撤退」にし商工会へ提出してください。
- (5) 諸都合により、店舗から本コーナーが撤退する場合があります。

9. 本件に関するお問合せ

小郡市役所 環境経済部商工・企業立地課 商工観光係
福岡県小郡市小郡255-1
TEL 0942-72-2111 (内線142) /FAX 0942-72-5050
Mail shoko@city.ogori.lg.jp

(2023.3)